

## 一般事業主行動計画

従業員が仕事と子育てを両立させることができ、働きやすい環境を作ることによって、全ての社員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定する。

### 1. 計画期間

平成31年2月1日～平成33年1月31日までの2年間

### 2. 内容

産前産後休業や育児休業、育児休業給付、育休中の社会保険料免除など制度の周知や情報提供を行う

### 3. 対策

平成31年2月～ 法に基づく諸制度の調査

平成31年4月～ 制度に関する情報を取りまとめ社員へ周知